第

673

뮥

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 9月25日 水曜日

│ 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企私有車の駐車場代を会社が負担すると給与に

②:使用人の私有車を借り上げて会社の業務に使用する場合の借上料で、賃貸料として相当なものは、雑所得とされるそうですが、その私有車の駐車場代を会社が負担した場合の取り扱いについて教えてください。

A:私有車を使用者に賃貸するかどうかにかかわらず、駐車場代の会社負担額は原則使用人に対する給与として取り扱われます。

【解説】

私有車の駐車場代は、その所有者である使用人が負担すべきものであるという考え方から上記の取り扱いとされています。

しかし、会社の敷地内に社員の駐車場が設置されている場合や、会社所有の空地を駐車スペースとして社員に無償で使用させているような場合は、厳密にいえば、社員は会社から一定の経済的利益を享受していることになりますが、このような場合にまで社員が受ける経済的利益について課税されることはないようです。

ただし、役員等特定の者だけに利用の機会が与えられているような場合には、その利用により受ける経済的利益相当額が役員報酬等として課税されます。

一方、駐車場代の補助ではなく、通勤手当 として非課税枠の範囲内で支給し、それを本 人負担の駐車場代に充当すれば、結果として 課税関係は生じないことになります。







